

議員提出議案第二号

三朝町議会議員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会議員会条例の一部改正について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十二年九月二十八日



提出者 三朝町議会議員 石 山 利 男

賛成者 三朝町議会議員 藤 井 十 成

賛成者 三朝町議会議員 山 本 敏

賛成者 三朝町議会議員 大 丸 敦

昭和五拾貳年九月廿八日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和四十年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四年」を「二年」に改め、同条第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前三十日以内に行なうことができる。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が任期満了の日前に行なわれたときは、その改選による委員の任期は前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

第五条第三項中「第二項」を「第三項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

名 称	定 数	所 管
総務常任委員会	五人	総務、財務に関する事項並びに他の委員会に属しない事項
観光土木常任委員会	五人	観光商工、土木、温泉、温泉会館、下水道に関する事項
農林常任委員会	五人	農林に関する事項
教育民生常任委員会	五人	文教、民生、水道に関する事項

附 則

この条例は、昭和五十二年十一月十八日から施行する。